

－保険契約に関する指標等－

【22】保有契約増加率

① 件数・増加率

[単位：件、%]

区 分	2015年度		2016年度	
	件数	増加率	件数	増加率
個人保険	23,123,904	12.1	24,986,167	8.1
死亡保険	20,899,827	11.5	22,521,236	7.8
生死混合保険	2,008,226	15.1	2,171,836	8.1
生存保険	215,851	41.6	293,095	35.8
個人年金保険	3,525,175	2.2	3,805,757	8.0
団体保険	26,499,538	△ 0.7	26,509,108	0.0
団体年金保険	10,397,042	△ 26.7	9,727,379	△ 6.4
財形保険	133,554	△ 3.4	129,374	△ 3.1
財形年金保険	55,804	△ 2.6	53,992	△ 3.2
医療保障保険	877,445	△ 2.6	850,759	△ 3.0
就業不能保障保険	258,886	97.7	533,695	106.2

(注) 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険の件数は被保険者数です。

② 金額・増加率

[単位：億円、%]

区 分	2015年度		2016年度	
	金額	増加率	金額	増加率
個人保険	1,451,163	△ 1.0	1,432,370	△ 1.3
死亡保険	1,337,445	△ 2.2	1,308,052	△ 2.2
生死混合保険	108,260	14.0	116,920	8.0
生存保険	5,457	40.3	7,397	35.5
個人年金保険	218,107	1.7	232,306	6.5
団体保険	932,899	0.7	943,263	1.1
団体年金保険	123,757	6.0	126,254	2.0
財形保険	3,298	0.9	3,335	1.1
財形年金保険	1,224	△ 3.3	1,184	△ 3.3
医療保障保険	35	2.8	36	1.5
就業不能保障保険	245	8.1	324	32.2

(注) 1. 個人年金保険、団体保険(年金特約)、財形年金保険(財形年金積立保険を除く。)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険、財形保険、財形年金保険(財形年金積立保険)の金額は、責任準備金の金額です。

3. 医療保障保険の金額は、入院給付日額です。

4. 就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額です。

【23】新契約増加率

① 件数・増加率

[単位：件、%]

区 分	2015年度		2016年度	
	件数	増加率	件数	増加率
個人保険	2,422,402	7.7	2,180,753	△ 10.0
死亡保険	2,015,365	△ 4.5	1,805,097	△ 10.4
生死混合保険	341,094	296.3	295,051	△ 13.5
生存保険	65,943	25.0	80,605	22.2
個人年金保険	214,218	6.1	415,414	93.9
団体保険	201,175	△ 69.2	204,280	1.5
団体年金保険	13,636	△ 99.5	5,069	△ 62.8
財形保険	3,565	△ 6.1	3,411	△ 4.3
財形年金保険	1,401	24.6	1,229	△ 12.3
医療保障保険	21,107	41.9	11,237	△ 46.8
就業不能保障保険	130,592	872.6	521,980	299.7

(注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険の件数は被保険者数です。

2. 転換契約は含んでいません。

② 金額・増加率

[単位：億円、%]

区 分	2015年度		2016年度	
	金額	増加率	金額	増加率
個人保険	96,367	16.6	89,819	△ 6.8
死亡保険	75,024	△ 2.2	70,241	△ 6.4
生死混合保険	19,720	320.9	17,565	△ 10.9
生存保険	1,622	27.5	2,011	24.0
個人年金保険	14,454	△ 5.1	25,099	73.6
団体保険	3,741	△ 43.2	5,682	51.9
団体年金保険	16	△ 96.3	36	126.0
財形保険	4	△ 13.3	3	△ 26.2
財形年金保険	0	△ 4.9	0	△ 6.5
医療保障保険	0	24.1	0	△ 38.5
就業不能保障保険	24	100.5	124	408.9

- (注) 1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。
 2. 団体年金保険、財形保険、財形年金保険の金額は、第1回収入保険料です。
 3. 医療保障保険の金額は、入院給付日額です。
 4. 就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額です。
 5. 転換契約は含んでいません。

【24】新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)

[単位：千円]

区 分	新契約平均保険金		保有契約平均保険金	
	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度
死亡保険	3,722	3,891	6,399	5,808
生死混合保険	5,781	5,953	5,390	5,383
生存保険	2,460	2,496	2,528	2,523
個人保険計	3,978	4,118	6,275	5,732

- (注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

【25】新契約率(対年度始)

[単位：%]

区 分	2015年度	2016年度
個人保険	6.6	6.2
個人年金保険	7.4	12.6
団体保険	0.4	0.6

- (注) 1. 転換契約は含んでいません。
 2. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の率です。

【26】解約失効率(対年度始)

[単位：%]

区 分	2015年度	2016年度
個人保険	5.5	5.4
個人年金保険	3.3	3.1
団体保険	1.0	0.8

- (注) 1. 解約失効率は、契約高の減額又は増額及び契約復活高により、解約・失効高を修正して算出した率です。
 2. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の率です。

【27】個人保険新契約平均保険料(月払契約)

[単位：円]

区 分	2015年度	2016年度
個人保険新契約平均保険料(月払契約)	44,609	53,283

- (注) 1. 転換契約は含んでいません。
 2. 月払契約の年間保険料です。

【28】死亡率(個人保険主契約)

[単位：‰]

区 分	2015年度	2016年度
件数率	3.43	3.49
金額率	4.34	4.64

- (注) 1. 死亡率は、分子を死亡発生契約、分母を経過契約として算出した率です。
 2. 経過契約は、(年度始保有+年度末保有+死亡発生契約)÷2を使用しています。
 3. 死亡には高度障がいを含んでいます(ただし、高度障がい給付対象外の契約については含んでいません)。

[29] 特約発生率(個人保険)

[単位：‰]

区 分	2015年度		2016年度	
	件数	金額	件数	金額
災害死亡保障契約	0.287	0.306	0.300	0.303
障がい保障契約	0.376	0.142	0.399	0.144
災害入院保障契約	5.911	135.7	6.001	138.7
疾病入院保障契約	68.931	1,039.0	70.565	1,048.4
成人病入院保障契約	16.344	309.3	17.465	328.1
疾病・傷害手術保障契約	59.827		61.735	
成人病手術保障契約	13.712		15.235	

(注) 1. 特約発生率は、分子を特約保障発生契約、分母を経過契約として算出した率です。
 2. 経過契約は、災害死亡保障契約については(年度始保有+年度末保有+災害死亡発生契約)÷2、災害死亡保障契約以外については(年度始保有+年度末保有)÷2を使用しています。
 3. 災害死亡には災害による高度障がいを含んでいます。

[30] 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

[単位：％]

区 分	2015年度	2016年度
第三分野発生率	32.9	32.4
医療(疾病)	35.3	35.5
がん	34.0	32.8
介護	16.7	16.4
その他	31.2	30.5

(注) 第三分野発生率は、分子を発生保険金額(保険金・給付金等の支払額、対応する支払備金繰入額(保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除く。))及び保険金・給付金等の支払に係る事業費の合計額、分母を経過保険料として算出した率です。

[31] 事業費率(対収入保険料)

[単位：％]

区 分	2015年度	2016年度
事業費率(対収入保険料)	9.5	12.3

[32] 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

[単位：社]

区 分	2015年度	2016年度
再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	9 (-)	10 (-)

(注) 1. 再保険料を支払った保険会社等を対象としています。
 2. ()内は、第三分野保険を表します(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、責任準備金を積立てないとした保険契約に限ります。)

[33] 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

[単位：％]

区 分	2015年度	2016年度
再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	84.4 (-)	81.6 (-)

(注) 1. 再保険料を支払った保険会社等を対象としています。
 2. ()内は、第三分野保険を表します(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、責任準備金を積立てないとした保険契約に限ります。)

[34] 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

[単位：％]

格付区分	2015年度	2016年度
A以上	99.9 (-)	96.8 (-)
B B B以上 A未満	- (-)	- (-)
その他(B B B未満・格付なし)	0.1 (-)	3.2 (-)

(注) 1. S&P社の格付を使用し、S&P社の格付がない場合には、「その他」に区分しています。
 2. ()内は、第三分野保険を表します(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、責任準備金を積立てないとした保険契約に限ります。)

[35] 未だ収受していない再保険金の額

[単位：百万円]

区 分	2015年度	2016年度
未だ収受していない再保険金の額	118 (-)	106 (-)

(注) ()内は、第三分野保険を表します(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、責任準備金を積立てないとした保険契約に限ります。)